

公益社団法人
横浜カントリー・アンド・アスレティック・クラブ
会費等に関する規程

第1条 目的

この会費規程は、公益社団法人横浜カントリー&アスレチッククラブ（以下「クラブ」という）定款第7条に基づき、正会員または準会員が支払うべき入会金、月会費および保証金について一定の事項を定め、クラブの事業運営に必要な収入を安定的に確保することを目的とするものである。

第2条 入会金及び会費

定款の施行に関する規則（By-Laws）第3 - 1条に規定する入会金、月会費及び保証金は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 個人会員

入会金	150,000 円
月会費	18,000 円
保証金	50,000 円

② 家族会員

入会金	300,000 円
月会費	36,000 円
保証金	100,000 円

③ シニア個人会員

月会費	13,000 円
-----	----------

④ シニア家族会員

月会費	21,500 円
-----	----------

⑤ 終身名誉個人会員

月会費	0 円
-----	-----

⑥ 終身名誉家族会員

月会費	0 円
-----	-----

(2) 準会員

準会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではないため、社員総会における議決権、理事・監事への立候補権を有しないことを除き、正会員の権利と特典とほぼ同じである。

① 法人保証個人会員

入会金	150,000 円
月会費	18,000 円
保証金	50,000 円

② 法人保証家族会員

入会金	300,000 円
月会費	36,000 円
保証金	100,000 円

③期間限定会員	個人	家族
保証金	50,000 円	100,000 円
月会費*	22,500 円	45,000 円

*月会費の内訳	個人	家族
➤ 月額会費	18,000 円	36,000 円
➤ 月額入会金**	4,167 円	8,334 円
➤ 月額手数料	333 円	666 円
➤ 合計月会費	22,500 円	45,000 円

** 月額入会金は36回の分割払いとし、支払総額は、期間限定個人会員：150,000円、期間限定家族会員：300,000円とする。期間限定会員は、入会金の支払完了時に、準会員から正会員（期間限定個人会員から個人正会員、期間限定家族会員から家族正会員）へ自動的に移行するものとする。期間限定会員は、36ヶ月の分割支払期間終了前であれば、残額を全額支払うことにより、いつでも入会金総額の支払完了を早めることができる。

④ ジュニア会員

月会費	8,000 円
保証金	50,000 円

④ ヤングアダルト会員

月会費	10,000 円
保証金	50,000 円

⑤ ヤングプロフェッショナル会員

月会費	12,000 円
保証金	50,000 円

⑥ 相互クラブ紹介会員

月会費	10,000 円～15,000 円（当該クラブと個別に合意する金額）
保証金	50,000 円

第3条 入会金の支払い

クラブに入会した正会員又は準会員は、入会手続終了後又はクラブの施設を最初に利用する時までに入会金を支払うものとする。

第4条 会費等の払い戻し不可

入会金、月額利用料およびその他の料金は、いかなる場合にも、返還しない。

第5条 再入会手数料

退会した正会員で欠席者リストに記載されていない者は、正会員としてYC&ACに再入会する場合、退会者の選択により、(i) 該当する入会金、または(ii) 退会日から再入会日までの月会費の合計額を一括して支払った場合のみ、クラブに再入会できるものとする。

準会員を退会した(入会金全額を支払う前の)元期間会員は、正会員としてのみ、入会金全額を一括して支払うことによりYC&ACに再入会できるものとし、準会員退会前に期間会員として支払った入会金月割りの支払いは控除されないものとする。

第6条 会費等の改定のお知らせ

会費等に変更があるときは、正会員及び準会員に対し、理事会は30日前までに通知をしなければならない。

第7条 延滞金

月会費は、送付された月の20日までに支払うものとする。締切日から30日以内に未払いの会員は、クラブ掲示板に氏名が掲示され、1ヶ月あたり1,000円および延滞金額の2%を手数料として支払うものとする。

第8条 会費等の使途

第2条に定める月額利用料の50%以上をクラブの公益的活動に充当し、残額を会員の共益的活動およびクラブの運営費に充当するものとする。

第9条 改正

この会費規程及びその他会費に関して必要な事項は、定款で社員総会の決議を必要とする場合を除き、理事会の決議により変更することができる。この会費規程の改正は、クラブの掲示板に掲示した日から21日後に効力を発するものとする。また、会員に通知するためのその他の手段を用いることもできる。ある事業年度においてこの会費規程を変更する場合は、当該事業年度の定時社員総会の招集通知にその写しを添付しなければならない。

附則

この会費に関する規程の改正版は、2022年7月19日の理事会で承認され、2022年9月1日より施行される。